



金沢市公報

号外第3号

平成18年(2006年)2月28日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
公告	
都市計画法の規定に基づく都市計画の決定について	(都市計画課) 1

都市計画法の規定に基づく都市計画の変更について	(") 1
-------------------------	---------

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成18年2月28日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画地区計画	金沢市蚊爪町、北間町、須崎町及び湊2丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成18年2月28日から 同年3月14日まで	かたつ工業団地地区地区計画
金沢都市計画土地区画整理事業	金沢市近岡町、直江町北1丁目、大河端町西、問屋町3丁目及び直江町イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ・リ・ル・ヲ部の各一部			金沢市副都心北部直江土地区画整理事業

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成18年2月28日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備 考
金沢都市計画用途地域	金沢市大河端町、直江町、南新保町、蚊爪町、北間町、須崎町及び湊2丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成18年2月28日から 同年3月14日まで	直江北地区 直江南地区 かたつ地区
金沢都市計画道路	金沢市大友町二部及び直江町イ・ロ・ニ・ホ部の各一部			3・4・58号戸水直江線
	金沢市近岡町及び直江町チ・リ部の各一部			3・4・76号近岡直江線
	金沢市直江町チ・リ・ル部の各一部		3・5・51号直江線	

平成18年(2006年)2月28日 印刷
平成18年(2006年)2月28日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄